

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標の制定について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第1項の規定により、地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標を次のように定める。

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標

前文

地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、平成26年度の法人設立以来、大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住吉市民病院（病院再編に伴い平成29年度末をもって廃止し、平成30年4月に大阪市立住之江診療所を開設）を運営し、地域の医療機関と役割を分担し連携を図りながら、市の医療施策として求められる医療を提供している。

市民病院機構の設立から平成30年度までの第1期中期目標期間においては、意思決定の迅速化と地域医療のニーズや診療報酬改定などの医療環境の変化への迅速な対応など、地方独立行政法人制度の特長である自律性・機動性・透明性を最大限発揮し、市の政策医療を担う重要な役割を果たし、地域医療の確保に貢献してきた。また、経営面においても、収入の確保と費用の削減に努め、中期計画を上回る収支改善を図っている。

新公立病院改革ガイドラインや第7次大阪府医療計画に示される地域医療構想に鑑み、今後も医療を取り巻く環境の変化が想定されるため、平成31年度からの第2期中期目標期間においては、大阪市立総合医療センター、大阪市立十三市民病院及び大阪市立住之江診療所（以下これらを「病院等」という。）は、医療機能の維持・向上を図り、効率的・効果的な病院運営と経営基盤の強化に更に努め、引き続き安心、安全、納得の質の高い医療を提供し、市民の信頼に答えていく必要がある。

第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

第2 市民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

市民病院機構は、市の医療施策として求められる医療を第1期中期目標期間に引き続き提供するとともに、市域における医療水準の向上を図り、市民の健康の維持及び増進に寄与するため、病院等を運営すること。

病院等は、地域の医療機関との連携・協力体制の強化等を図り、患者や市民の目線に立ってその満足度が高められるよう、創意工夫に努めながら、次の表に掲げる基本的な機能を担うとともに、機能強化に必要となる施設整備などを計画的に進めること。

病院等の名称	基本的な機能
大阪市立総合医療センター	<ul style="list-style-type: none">・ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）への対応・ 救命救急医療、総合周産期母子医療センターとしての周産期医療、小児医療、総合的がん医療、精神科救急・合併症医療、第一種・第二種感染症指定医療機関としての感染症医療など高度・専門的医療の提供・ これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修の実施
大阪市立十三市民病院	<ul style="list-style-type: none">・ 結核医療を含む呼吸器医療の提供・ 地域の医療ニーズに応え、近隣の医療機関との連携・機能分担を踏まえた急性期医療の提供（内科救急、小児・周産期医療など）・ これらの医療水準の向上のための調査、研究及び教育研修の実施

<p>大阪市立住之江診療所</p>	<p>・大阪市立住吉市民病院廃止後、新病院開設までの間、同地域における小児・周産期に係る一次医療の提供</p>
-------------------	---

1 求められる医療の提供

(1) 病院等の役割に応じた医療施策の実施

病院等は、地域医療構想を踏まえ、保健医療行政を担当する市の機関と密接に連携・協力しながら、病院等の特性に応じて市の医療施策の実施機関としての役割を果たすこと。また、法令改正や医療施策の動向などを踏まえ、医療需要の質的・量的変化や新たな医療課題に適切に対応できるよう、医療機能の充実に努めること。

特に、病院等が重点的に取り組むべき医療施策を次のとおり示す。

- ① 病院等がそれぞれの役割に応じ、法令等に基づき実施が求められる医療、市の政策課題として担うべき医療、採算性の面から民間医療機関では対応が困難な救急医療、小児・周産期医療、結核・感染症医療、精神医療、災害医療などの政策医療、地域で不足する医療など、市の医療施策に対し積極的に取り組むこと。
- ② がん医療では、手術、放射線治療、薬物療法などを効果的に組み合わせた集学的治療や緩和ケア医療を提供すること。
- ③ 新型インフルエンザなどの新興感染症の集団発生など、大規模な感染症の発生時には、府・市の関係機関との連携を図り、市域の医療機関の先導的役割を担うこと。
- ④ 大阪市立住吉市民病院跡地においては、事業計画の動向を踏まえ、小児・周産期における一次医療に対応するために暫定的に開設した大阪市立住之江診療所において、地域医療の確保に努めること。

(2) 災害時の対応

災害時において、大阪市地域防災計画に基づき、患者を受け入れるとともに、医療救護班を編成し現地に派遣して医療救護活動を実施すること。

(3) 研究機能の強化

各病院は、それぞれの医療分野において、新しい治療法の開発や臨床研究に取り組むとともに、先進医療を推進し、市域の医療水準の向上を図ること。

また、新薬開発等への貢献の観点から、治験を積極的に推進すること。

2 信頼される温かな医療の実践

(1) 医療安全対策等の徹底

市民に信頼される良質な医療を提供するため、医療事故に関する情報の収集・分析に努めつつ、医療安全対策の徹底を図るとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。

(2) 医療の標準化

患者負担を軽減しながら、より短い期間で効果的な医療を提供するため、クリニカルパス（患者状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画）を活用して、質の高い医療を提供すること。

(3) チーム医療の実践及び専門性の発揮

高度複雑化する疾患にも対応するため、各職種の連携によるチーム医療を一層推進し、それぞれの専門性を発揮しながら、QOL（患者の生活の質）の向上に努めること。

(4) 意思決定支援

患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療法を選択できるよう、インフォームド・コンセント（正しい情報を伝えた上での医療従事者と患者との合意）を徹底すること。

さらに、病院等がそれぞれの専門性を活かしてセカンドオピニオン（患者やその家族が、治療法等の判断にあたって、主治医とは別の専門医の意見を聞くこと）や医療相談などに対応すること。

(5) 医療倫理観の向上

患者の権利や日々の診療における臨床倫理の課題に対し、研修等を通じて職員へ浸透させるなど、医療倫理観の向上に努めること。

(6) 患者の満足度向上

患者ニーズを把握し、安心、安全、納得の最適な医療を提供するとともに、院内環境等の快適性向上や待ち時間の短縮、職員の接遇向上、ボランティアとの協働の取組を進めるなど、満足度向上に努めること。

3 地域医療連携の強化及び地域への貢献

(1) 地域医療機関との連携

紹介率や逆紹介率の向上、高度医療機器の共同利用の促進及び市域における医療従事者の育成などにより、地域医療機関との連携に努めること。

(2) 全世代を対象とする地域包括ケアシステム

国が推進する地域包括ケアシステムの中で、高齢者に限らず全世代を対象に、求められる医療機能を発揮し、その役割を果たすこと。

(3) 市民への保健医療情報の提供・発信

市民を対象とした公開講座の開催、ホームページを活用した情報発信などを積極的に行い、保健医療情報の発信に努めること。

4 優れた医療人の育成・確保

医療機能を維持・向上させるために、教育研修機能の充実などに努め、優れた医療人を育成すること。また、ライフスタイルに応じた勤務制度の整備、医師をはじめとする職員の長時間労働の軽減など、「働き方改革」を実践していくことにより、働きやすい職場づくりを進め、優れた医療人の確保に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善に関する事項

医療や病院経営をめぐる環境変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、自律性・機動性・透明性の高い法人運営体制をめざすこと。

さらに、業務運営のさらなる改善を図ることで、経営改善の効果を将来に向け

た投資につなげることができるよう、安定的な経営基盤を確立すること。

1 自律性・機動性・透明性の高い組織体制の確立

地方独立行政法人制度のメリットを活かし、診療報酬改定や患者動向に迅速に対応するため、診療科などの組織の変更や再編、柔軟な職員配置などについて、自律性・機動性・透明性の高い組織運営を行うこと。

また、医療法をはじめとする関係法令を遵守することはもとより、職員一人ひとりが社会的信用を高めることの重要性を改めて認識し、誠実・公正に職務を遂行するため、業務執行におけるコンプライアンス徹底の取組を推進すること。

2 経営基盤の安定化

医療機能や経営に対する指標と目標値を設定の上、月次で経営状況を把握し、改善策を実行するなど、効率的・効果的な業務運営に努めること。

(1) 収入の確保

病院等の人的及び物的な資源を有効的かつ効率的に活用し、診療報酬改定などの医療環境の変化に迅速に対応するとともに、診療報酬の請求漏れを防止し、減点対策に努め、堅実な未収金対策を講ずるなどして、確実に収入を確保すること。

(2) 給与費比率の改善

給与費については、給与費比率の数値目標を設定し、職員配置の適正化等に努めること。

(3) 材料費比率の改善

材料費については、材料費比率の数値目標を設定し、費用対効果の考え方のもと、費用の抑制に努めること。

(4) 経費比率の改善

経費については、経費比率の数値目標を設定し、民間の取組事項も参考にしながら、引き続き削減に取り組むこと。

(5) 医業収支比率等の改善

医業収支比率、経常収支比率及び自己資本比率の数値目標を設定し、引き続き収支改善に取り組むこと。

3 財務内容の改善に関する事項

病院等が公的な役割を果たしていくため、市民病院機構の経営基盤を一層強化し、安定した財務運営を行うこと。

運営費交付金については、地方独立行政法人法の趣旨に沿った基準に基づき、定義づけされた政策医療に対する日常運営に関する補てん分と過去の投資に対する補てん分を明確にし、病院ごとに収入の確保及び費用の抑制を徹底して、引き続き経営改善に取り組み、適正化に努めること。

第4 その他業務運営に関する重要事項

大阪市立住吉市民病院跡地に整備する新病院等に関して、市と公立大学法人大阪市立大学の検討内容及び整備計画を踏まえ連携を図ること。

大阪市立住吉市民病院廃止に伴う病院（医療機能）再編計画に沿って、平成30年4月に開設された大阪府市共同住吉母子医療センターの運営について、市と連携して毎年度検証すること。

市の市政改革の方針に基づき、府市の地方独立行政法人の統合について検討すること。

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市民病院機構に係る中期目標を定めるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。